第十二条　技術協力及び支援

1　両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

2　いずれの税関当局も、適当な場合には、要請に応じ又は自己の発意により、次のものに関連する利用可能な情報を提供する。

(a)　有効性が立証された取締りのための新たな技術

(b)　関税法令違反を行う際の新たな傾向、手段又は方法

第十三条　要請の実施

1　被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を合理的な期間内に実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2　要請された支援を実施することができない場合には、要請当局は、速やかにその旨を通報されるものとし、当該要請された支援の実施の延期又は拒否の理由を記した書面を受領する。当該書面には、要請当局がその要請を更に行うに際して有益となり得る関連情報を添付することができる。

3　被要請当局は、自らが要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、直ちにその要請を適当な機関へ転送し（ただし、当該適当な機関は、その要請に応ずる義務を負わない。）、又は要請当局に対し適当な機関及び当該要請された支援に関してとるべき適当な手続について通報する。

4　被要請当局は、要請に応じ、自己が提供を認めた文書又はその写しを提供する。

第十四条　費用

1　この協定を実施するに当たって必要となる経費については、それぞれの締約国政府が負担する。

2　要請された支援を実施するために高額な経費又は特別の性質の経費を必要とする場合には、両締約国政府は、当該要請された支援を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十五条　協定の実施

1　この協定の解釈又は実施に関する全ての問題又は紛争は、両締約国政府間の協議によって解決する。

2　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で締結される。

第十六条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十七条　効力発生

この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続が完了した旨を、外交上の経路を通じて書面により相互に通告した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第十八条　終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。終了は、他方の締約国政府が終了の通告を受領した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定の終了の前に受領した支援の要請については、この協定に従って完了される。

第十九条　領域的な適用範囲

この協定は、両国がそれぞれの国内法令に定める関税領域について適用される。

第二十条　改正

両締約国政府は、外交上の経路を通じて書面による相互の合意により、いつでもこの協定を改正することができる。改正は、第十七条に定める条件と同様の条件に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年九月十四日にブラジリアで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
山田彰

ブラジル連邦共和国政府のために
ジョルジ・ハジジ

○外務省告示第百八十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年四月二十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年五月十三日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年四月二十八日
発行年月日　令和四年七月十四日
旅券番号　ＴＴ二三二二八七一

○文部科学省告示第四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同法第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年五月十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
小早川氏庭園	平成二十六年文部科学省告示第四十一号	長崎県島原市城内二丁目一〇一三番、一〇一三番一 長崎県島原市城内二丁目一〇一三番に北接する水路敷、同一〇一三番に北接する水路敷と同一〇一三番一に挟まれる道路敷を含む。

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

五月九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月九日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案